

令和7年7月7日

所属所長様

公立学校共済組合神奈川支部長
(公 印 省 略)

事業主健診（定期健康診断）対象外となる短期組合員の特定健康診査
受診券（セット券）について（通知）

日頃より当共済組合の事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和7年5月20日付け「特定健康診査について（通知）」において、事業主健診対象外となる短期組合員のうち、令和7年4月1日時点で組合員資格を有する者に対しては、7月上旬頃に特定健康診査受診券（セット券）（以下「セット券」という。）の発行希望に関する通知文を送付する旨、御案内していたところです。

しかし、当支部において事業主健診対象外となる短期組合員を抽出することが困難であると判断したため、次の対象者全員にセット券を送付することとしましたので、お知らせいたします。

お手数をおかけしますが、短期組合員への周知について御協力のほどよろしくお願いいたします。

【セット券送付対象者（次のすべてに該当する方）】

●次表の所属所に勤務する短期組合員の方

神奈川県	横浜市立学校、横浜市教育委員会
川崎市立学校	平塚市立学校、平塚市教育委員会
茅ヶ崎市立学校	逗子市立学校（市費負担教職員）
三浦市立学校	厚木市立学校
大和市立学校（市費負担教職員）	伊勢原市立学校（市費負担教職員）
海老名市教育委員会（県費負担教職員）	南足柄市立学校
葉山町立学校（町費負担教職員）	真鶴町立学校、真鶴町
横浜市立大学（附属病院、医療センター含む）	

●年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える方

●令和7年8月18日（セット券データ作成日）時点で、令和7年4月1日から引き続き組合員資格を有する方

●国内に住所を有する方

- ※ 事業主への調査において、上表以外の事業主からは「短期組合員は事業主健診（定期健康診断）の対象である」旨回答いただいております。
- ※ 対象者へは、9月末頃、短期組合員本人の自宅へセット券を送付します。
- ※ 事業主健診または教職員人間ドックを受診する方は、セット券が届いても使用せず破棄してください（事業主健診または教職員人間ドックと特定健康診査の重複受診はご遠慮ください）。
- ※ 事業主健診対象外となる短期組合員のうち、年度途中で資格を取得した方は、先般御案内したとおり、「特定健康診査受診券（セット券）発行願」を御提出いただく必要がございます。詳細は、神奈川支部ホームページをご確認ください。

問合せ先
健康福利グループ 日熊
電話 045-210-8168